

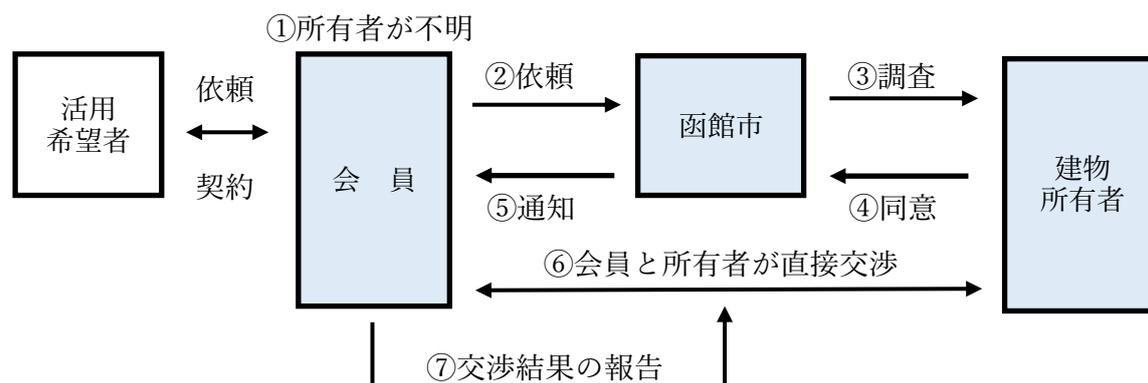
所有者不明の建物等調査を支援します。
(西部地区都市景観形成地域のみ)

■事業内容

令和4年7月6日に函館市と2つの公益社団法人との間で「空家等対策および西部地区再整備事業の推進に関する協定書」が締結され、市内の空家等対策および西部地区再整備事業について連携・協力して推進することとなりました。

建物の賃貸や売買等を希望するお客様がいても、登記簿情報だけでは所有者が判明せず、所有者調査に行き詰まった場合、函館市西部まちぐらしデザイン室に依頼することで、所有者調査を行い、所有者と接触を試みる事業を本年6月より試行いたします。市からの接触に対し、所有者より情報提供の同意が得られた場合のみ、会員様とお繋ぎいたします。

■事業スキーム



■対象要件

- ・西部地区都市景観形成地域
- ・登記簿情報をもとに所有者調査をした結果、所有者不明の建物等

■試行期間

- ・令和6年6月1日～令和6年12月27日

■留意事項

- ・所有者調査に時間を要する場合や所有者が判明しない場合があります。
- ・所有者の同意がない場合は所有者情報をお伝えすることはできません。

■問い合わせ・申請先

担 当：函館市西部まちぐらしデザイン室

連絡先：電話0138-21-3357, mail:machi@city.hakodate.hokkaido.jp